

平成 31 年度 横浜市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託  
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第 1 条 「国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第 2 条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第 3 条 提案資格は次の各号に掲げる項目をすべて満たすこととする。

- (1) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登録されていること。または、参加意向申出書を提出した時点で、横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登録を申請しており、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する見込みであること。
- (2) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者。
- (4) プライバシーマーク又は ISO27001/ISMS を取得していること。

(提案書の内容)

第 4 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 企業概要
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務実績

- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 実施体制等

業務を継続的に的確・迅速に遂行できるために必要な体制があるか。等

(2) 受診勧奨事業企画

事業目的の達成に向けて適切なコンセプトで効果的な提案内容となっているか。

(3) 業務実績等

受診勧奨等または類似する事業に関する実績を有しているか。等

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。
- 5 評価の結果、採点が同点の場合は、「受診勧奨事業企画」に関する項目において上位の者を上位とし、その合計点も同点である場合は、評価委員長が評価の順位を定めるものとする。
- 6 当該年度の業務実績等が良好と認められた場合で、翌年度の予算が議決を経て成立した場合に限り、同委託業者と継続して単年度ごとに契約を締結します。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、横浜市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

(3) 評価の集計及び報告

(4) ヒアリング

- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 健康福祉局副局長

副委員長 健康福祉局生活福祉部長

委員 健康福祉局医務担当部長

健康福祉局生活福祉部保険年金課長

南区福祉保健センター保険年金課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

- 5 評価委員の庶務を行うため、健康福祉局保険年金課に事務局を置く。
- 6 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は平成31年3月13日から施行する。